

# 帰農開拓事業

この史料は、緊急開拓事業に関する文書です。

昭和21年(1946)11月、国は復興政策の一つとして、緊急開拓実施要領を決定しました。目的は、大規模な開墾・干拓と土地改良を実施し、食糧作物の増産・食糧自給の確立と、戦時中に離職した工員・軍人や海外からの引揚者などの帰農を促進させようとするものでした。史料にあるように、目標は、全国で開墾面積155万町歩、帰農戸数100万戸を5年間で達成し、10年後の増産目標を主要食糧作物1402万石(米石換算)とするものでした。本県では、開拓予定地2万町歩、帰農戸数1万3330戸、数年後の食糧生産目標を10万石(米石換算)として事業を実施しました。

〈参考資料〉『群馬県史』通史編 8 734~739頁

## 緊急開拓事業

### 第一方針

終戦後ノ食糧事情及復興ニ伴フ新農行建設ノ要請ニ即志シ大規模ナル開墾ヲ實現地シテ食糧自給化ヲ圖ルト共ニ離職セル工員軍人其 他ノ者ノ帰農ヲ促進セムトス

### 第二開墾要領

一開墾面積

開墾面積ハ全國テ一五五万町歩(内地八五万町歩北海道七〇万町歩)本縣ハ二万町歩トシ概キ五ヶ年ヲ以テ完成セルモノトス

二事業主体

(1)概キ五〇町歩未満ノ小圃地開墾ハ地方長官ニ於テ適當ト認めル圃地(市町村農業会)個人

(2)概キ五〇町歩以上ノ某圃地由墾ト道府縣農地開墾管團地方農会其他実力者個人

三帰農計画

群馬県 群馬県 群馬県

(1)帰農戸数

帰農戸数ハ全國ニ於テ一〇〇万戸(内地八〇万戸北海道二〇万戸)本縣ニ於テ八一三・三三〇戸ヲ目標トシテ五ヶ年間ニ入植セルモノトス

(2)帰農方法

健全ナル自作農ヲ創設スル目標ノ下ニ全國ニ於テ某圃地入植数五五万戸小圃地入植数四五万戸本縣ニ於テ八三三圃地入植戸数約三三三〇戸小圃地入植戸数八二一〇戸トス

(3)一戸当り経営面積  
某圃地入植ニ付テハ一町歩乃至二町五反歩ヲ予定シ小圃地入植ニ付テハ実情ニ即チ適宜定ムルモノトス

### 第三実行措置

一本事業ノ重要性ト具シ相関係スル所多ク方面ナルト鑑ミ中央及各都道府縣ニ開拓準備会ヲ設置シ各都道府支部ヲ置キ開拓関係ノ重要事項ニ付調査審議ヲ行フ事ヲ旨ニシテ